

平成 2 8 年 2 月 2 5 日開会

平成 2 8 年 3 月 1 6 日閉会

平成 2 8 年

第 1 回定例会会議録

小豆島町議会

# 平成 28 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第 4 号

平成 28 年第 1 回小豆島町定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 2 月 17 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1. 期 日 平成 28 年 2 月 25 日 (木)

2. 場 所 小豆島町役場 議場

---

開 会 平成 28 年 2 月 25 日 (木曜日) 午前 9 時 28 分

閉 会 平成 28 年 3 月 16 日 (水曜日) 午後 2 時 46 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	2月25日	2月26日	3月10日	3月16日
1	大 川 新 也	○	○	○	○
2	坂 口 直 人	○	○	○	○
3	中 松 和 彦	○	○	○	○
4	松 下 智	○	○	○	○
5	谷 康 男	○	○	○	○
6	柴 田 初 子	○	○	○	○
7	藤 本 傳 夫	○	○	○	○
8	森 崇	○	○	○	○
9	安 井 信 之	○	○	○	○
10	秋 長 正 幸	○	○	○	○
11	鍋 谷 真 由 美	○	○	○	○
12	中 村 勝 利	○	○	○	○
13	浜 口 勇	○	○	○	○
14	森 口 久 士	○	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日	第4日
町 長	塩 田 幸 雄	○	○	○	○
副 町 長	松 本 篤	○	○	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○	○	○
教 育 長	後 藤 巧	○	○	○	○
総務部長兼総務課長	空 林 志 郎	○	○	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○	○	○
教育部長兼学校教育課長	坂 東 民 哉	○	○	○	○
健 康 福 祉 部 長	濱 田 茂	○	○	○	○
政策統括監兼企画財政課長	城 博 史	○	○	○	○
参 事	大 川 昭 彦	○	○	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○	○	○
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○	○	○	○
健康づくり福祉課長	楠 初 美	○	○	○	○
税 務 課 長	立 花 英 雄	○	○	○	○
商 工 観 光 課 長	久 利 佳 秀	○	○	○	○
会 計 管 理 者	山 本 真 也	○	○	○	○
農 林 水 産 課 長	近 藤 伸 一	○	○	○	○
議 会 事 務 局 長	谷 部 達 海	○	○	○	○
社 会 教 育 課 長	松 田 知 巳	○	○	○	○
オ リ ー プ 課 長	清 水 一 彦	○	○	○	○
人 権 対 策 課 長	丸 本 秀	○	○	○	○
内 海 病 院 事 務 長	岡 本 達 志	○	○	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	堀 内 宏 美	○	○	○	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○	○	○
子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○	○	○
介護サービス課兼老健事務長	川 崎 智 文	○	○	○	○
住 民 課 長	細 井 隆 昭	○	○	○	○
病院再編推進室長	森 一 生	○	○	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 谷 部 達 海

議事日程

別 紙 の と お り

平成28年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年2月25日（木）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 町長施政方針
- 第5 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(町長提出)
- 第6 議案第2号 農業委員の任命につき同意を求めることについて (町長提出)  
～  
議案第15号
- 第7 議案第16号 小豆島町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第8 議案第17号 小豆島町行政組織条例等の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第9 議案第18号 小豆島町病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につ  
いて (町長提出)
- 第10 議案第19号 小豆島町訪問看護ステーション条例を廃止する条例について  
(町長提出)
- 第11 議案第20号 小豆島町商品券条例について  
(町長提出)
- 第12 議案第21号 小豆島町行政手続条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第13 議案第22号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につ  
いて (町長提出)
- 第14 議案第23号 小豆島町税条例等の一部を改正する条例について (町長提出)

- 第15 議案第24号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (町長提出)
- 第16 議案第25号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第17 議案第26号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第18 議案第27号 小豆島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第19 議案第28号 小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第20 議案第29号 小豆島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第21 議案第30号 小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第22 議案第31号 小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第23 議案第32号 小豆島中央病院企業団規約の一部変更について (町長提出)
- 第24 議案第33号 香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更について (町長提出)
- 第25 議案第34号 新町建設計画の変更について (町長提出)
- 第26 議案第35号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について (町長提出)
- 第27 議案第36号 小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について (町長提出)
- 第28 議案第37号 平成28年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)
- 第29 議案第38号 平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第30 議案第39号 平成28年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算 (町長提出)
- 第31 議案第40号 平成28年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第32 議案第41号 平成28年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 (町長提出)

- 第33 議案第42号 平成28年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 (町長提出)
- 第34 議案第43号 平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算 (町長提出)
- 第35 議案第44号 平成28年度小豆島町水道事業会計予算 (町長提出)
- 第36 議案第45号 平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算 (町長提出)
- 第37 発議第1号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について  
(議員提出)
- 第38 発議第2号 「ヘイトスピーチ対策に関する意見書の提出について」  
(議員提出)
- 第39 発議第3号 議会活性化特別委員会の設置について (議員提出)
- 第40 請願第1号 森林・林業政策の推進に関する意見書の提出を求める請願書

開会 午前9時28分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は何かとご多忙のところ、ご参集くださいますありがとうございます。平成28年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように、平成28年度における当初予算、条例の制定や一部改正など、重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定しておりますので、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月17日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決まりましたので、皆様のご協力をお願いします。

なお、松尾副町長につきましては、インフルエンザのため、26日まで欠席届が提出されておりますので、ご了承ください。

それでは、今期定例会の開会に当たり、町長から議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第1回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた9件の当初予算案のほか、人事案件15件、条例案件16件、その他案件5件を本日ご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の平成28年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項ではありますが、12月9日以降2月16日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査執行状況報告書2件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~



日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、13番浜口勇議員、1番大川新也議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本会議は本日と明日26日、3月10日及び16日とし、会期は本日から3月16日までの21日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月16日までの21日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 所管事務調査報告について

○議長（森口久士君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により報告をお願いします。

庁舎問題特別委員会から報告を求めます。大川委員長。

○庁舎問題特別委員長（大川新也君） 平成28年2月25日。小豆島町議会議長森口久士殿。庁舎問題特別委員会委員長大川新也。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。庁舎の位置について。

2. 調査の経過。平成28年2月16日、委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。役場庁舎問題について、執行部からこれまでの審議経過と状況の変化について説明を受けた後、出席委員から意見を求め、委員会として庁舎の位置について内海病院及び老健うちのみ跡地を利用する執行部提案に賛同した。以上、報告いたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 町長施政方針

○議長（森口久士君） 次、日程第4、町長施政方針を議題とします。

町長から平成28年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（塩田幸雄君） 平成28年第1回小豆島町議会定例会の開催に当たり、平成28年度予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

○議長（森口久士君） ただいま町長から平成28年度の施政に関する所信が述べられました。これに対する質問は3月10日の一般質問の中でお願いいたします。

暫時休憩します。再開は10時15分とします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 5 議案第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議案第 2号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 3号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 4号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 5号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 6号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 7号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 8号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 9号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第10号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第11号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

議案第12号 農業委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第 1 3 号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 4 号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 5 号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1 6 号 小豆島町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 8 議案第 1 7 号 小豆島町行政組織条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 1 8 号 小豆島町病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する  
条例について
- 日程第 1 0 議案第 1 9 号 小豆島町訪問看護ステーション条例を廃止する条例につ  
いて
- 日程第 1 1 議案第 2 0 号 小豆島町商品券条例について
- 日程第 1 2 議案第 2 1 号 小豆島町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 2 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条  
例について
- 日程第 1 4 議案第 2 3 号 小豆島町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条  
例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅  
費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 2 7 号 小豆島町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁  
償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 2 8 号 小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 2 9 号 小豆島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第 2 1 議案第 3 0 号 小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 3 1 号 小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条  
例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 3 議案第 3 2 号 小豆島中央病院企業団規約の一部変更について
- 日程第 2 4 議案第 3 3 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更について
- 日程第 2 5 議案第 3 4 号 新町建設計画の変更について
- 日程第 2 6 議案第 3 5 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について
- 日程第 2 7 議案第 3 6 号 小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 2 8 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度小豆島町一般会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度小豆島町水道事業会計予算
- 日程第 3 6 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算

○議長（森口久士君） この際、日程の順序を変更し、日程第 5、議案第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第 36、議案第 45 号平成 28 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までを一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第 5、議案第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第 36、議案第 45 号平成 28 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までを一括上程とし、順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第 5、議案第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち木村玲子氏が平成 28 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、人格、見識高く、人権擁護に深い理解を有しておられます山口眞理子氏を推薦いたしたく、議会に意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（丸本 秀君） 山口真理子さんの略歴につきましては、議案集2ページの上段に記載してあるとおりでございますので、紹介のほうは省略させていただきます。

山口真理子さんにつきましては、人格、見識が高く、長年民生委員、児童委員、主任児童委員として町内全域で精力的に活動をされ、地域の実情にも精通しておられます。また、心配事相談員として既にさまざまな相談活動に携わっておられ、今後人権擁護活動にも熱意と意欲を示されておられましたことから、適任者として推薦するものでございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 秋長議員は、退席をお願いします。

次、日程第6、議案第2号から議案第15号農業委員の任命につき同意を求めることについては関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第2号から議案第15号農業委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員は町長が議会の同意を得て任命することとなりましたので、平成28年4月1日から農業委員に14名の方を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

14名の方の詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 議案第2号から議案第15号まで、小豆島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

上程議案集3ページから16ページまでとなります。

まず、3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

下段の根拠法令です。第8条第1項にありますとおり、農業委員は、農業に関する識見を有するなど、その職務を適切に行える者のうちから議会のご同意をいただいて町長が任命するというところでございます。

さきの12月議会でご承認いただきました定数条例に基づき、平成28年1月12日から同年2月5日までの間です。農業委員の募集を行ってございます。定数14名に対しまして同数の推薦が各地区からございました。いずれの方々も、農業に対する識見があり、地域の事

情にも詳しい方として農業委員に適任であると判断し、その任命についてご同意をお願いするものでございます。

また、任命に当たって、認定農業者等が定数に対して過半数を占めなければならない要件、それから農業に利害関係を有しない者を含まなければならない要件がございまして、それにつきましても、認定農業者が9名、農業に利害関係を有しない方が1名ということで、その要件も満たしてございます。

なお、法第10条で、任期につきましては平成28年4月1日から3年間となっております。

それでは、議案に沿いましてご説明を申し上げます。

まず、議案第2号、九野賢輔氏です。農業委員を3期務められ、現在会長にも就任されてございます。

次に、4ページ、議案第3号になります。井上智博氏は、認定農業法人、有限会社井上誠耕園の経営者でもあり、農業にも従事されてございます。

5ページになります。議案第4号、藤本龍男氏は、アスパラガスやスモモの栽培を営む認定農業者として推薦されております。

6ページ、議案第5号、藤本信悟氏は、元JA農業共済連の香川県の本部長の職にあらまされて、農業に精通された方で、農業に利害関係を有しない者ということで推薦されております。

7ページ、議案第6号、須佐美純一氏は、認定農業者であり、農協のほうの花弁部会の副会長も務められております。

8ページ、議案第7号、森口純吉氏は、養豚業及び水稲栽培を営む認定農業者ということでございます。

9ページ、議案第8号、八木宏和氏は、オリーブ栽培を営む認定農業者になります。

10ページ、議案第9号です。今城実氏は、オリーブの育苗、それから栽培を営む農業者でございます。

11ページ、議案第10号、寒川昭二氏は、水稲栽培を営み、現在の農業委員になります。

12ページ、議案第11号、高橋武司氏は、元農協職員でありまして、現在の農業委員にもなります。

13ページ、議案第12号、古川安則氏は、水稲栽培、それからイチゴ栽培を行う認定農業者で、現在の農業委員でもございます。

14ページの議案第13号、秋長正幸氏は、以前にも農業委員を務められ、認定農業法人株

式会社アグリオーリーブ小豆島の経営者でございます。

次、15ページになります。議案第14号、徳本修氏です。酪農を営む認定農業者で、現在農業委員をされておられます。

16ページ、議案第15号、三宅徳昌氏は、イチゴ栽培を営む認定農業者で、こちらも現在の農業委員でございます。以上、14名の方々の農業委員の任命についてご同意をお願いするところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（森口久士君）** 秋長議員の入室をお願いします。

次、日程第7、議案第16号小豆島町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第16号小豆島町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

行政効率の向上や庁舎の老朽化、危機管理機能の強化など、分庁舎方式での課題の解決を図り、閉院後の内海病院を有効利用する目的で統合庁舎の整備を行うに当たり、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 総務部長。

**○総務部長（空林志郎君）** 議案第16号につきまして説明をいたします。

上程議案集の17ページをお願いいたします。

平成18年3月に小豆島町が誕生した際には、新町の事務所の位置を当分の間、旧池田町役場とし、内海庁舎、池田庁舎を利用する分庁舎方式でスタートをいたしました。そして、将来の事務所の位置につきましては、新町において検討すると合併協定で定めたところでございます。

分庁舎方式につきましては、行政機能が拡散することによる住民の皆さんの利便性の低さ、業務効率の悪さ、災害時の連絡調整や指揮系統の難しさなど、多くの問題を抱えておりました。町議会で設置をいただいております庁舎問題特別委員会でも、早い段階で本庁舎方式への移行が必要であるとの意見集約をいただいたところでございます。

特別委員会では、その後、候補地の選定へと移り、検討が進められてきたわけですが、小豆島全体が社会資本の再編という時期に当たり、新病院、中学校の統合、高校の統合、消防署の再編成などが相次いで行われました。これによりまして、庁舎の候補地が限られてまいり、これと並行して政策課題として浮上した内海病院跡地の活用問題をあわせて検

討する中で、庁舎機能をこの地に集約する方向で意見の集約をいただいたところでございます。

議案集の新旧対照表にありますように、小豆島町役場の位置を小豆島町池田2100番地4から小豆島町片城甲44番地95に開設するものでございます。

施行期日につきましては、規則で定める日からしております。

こちらのほうは、庁舎の位置を変更する場合にとられる措置方法で、庁舎の整備や庁舎変更の周知に相当数の年月を要することから、先に条例で位置の改正を行い、庁舎の位置を確定した上で必要な事業を進めていく、それが完了する時点を施行日として規則で後に定めるという方法でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第8、議案第17号小豆島町行政組織条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第17号小豆島町行政組織条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、町の行政組織の変更などにより、関係する条例の整備が必要となったことから提案するものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 総務部長。

**○総務部長（空林志郎君）** 議案第17号につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の18ページをお願いいたします。

本条例改正では、行政組織に関します3つの条例を改正するものでございます。

第1条は、小豆島町行政組織条例の一部改正で、小豆島中央病院の開院によりまして病院の再編が完了することに伴いまして、健康福祉部の病院再編推進室を廃止しようとするものでございます。

第2条は、小豆島町監査委員条例の一部改正で、地方自治法第200条第2項の規定によりまして、監査委員事務局を設置するものでございます。

第3条は、小豆島町職員定数条例の一部改正で、町長の事務部局の職員のうち町立病院の職員の定数171人を減員するものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日となっております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第9、議案第18号小豆島町病院事業の廃止に伴う関係条



例の整備に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第18号小豆島町病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

内海病院を小豆島中央病院に統合するに伴い、関係する条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当事務長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 上程議案集の21ページをお開きください。

議案第18号小豆島町病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について説明させていただきます。

本条例は、内海病院の廃止に伴い、小豆島町病院事業の設置等に関する条例及びそれに関連する条例を廃止または一部改正しようとするものであります。

第1条は、小豆島町病院事業の設置等に関する条例等の廃止であります。内海病院の廃止に伴い、小豆島町病院事業の設置等に関する条例、内海病院事業基金条例及び内海病院の使用料及び手数料条例を廃止するものであります。

続きまして、第2条は、小豆島町職員の定年等に関する条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、内海病院の廃止に伴い、病院及び診療所に勤務する医師がいなくなることから、改正前の小豆島町職員の定年等に関する条例第3条ただし書きの病院及び診療所においてを削除するものであります。

続きまして、第3条は、小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

次のページ、22ページをお願いいたします。

改正前の小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例第2条は、特殊勤務手当の種類に関する規定であります。内海病院の廃止に伴い、病院に勤務する医師等がいなくなり、該当する特殊勤務手当が不用となることから、第5号感染症等治療業務手当、第6号放射線取扱手当、第7号衛生検査業務手当、第10号救急勤務手当及び第11号分娩手当を削除し、第8号及び第9号をそれぞれ第5号及び第6号に繰り上げるものであります。

同じく条例第6条は、臨床業務手当に関する規定であります。内海病院の廃止に伴い、病院に勤務する医師がいなくなることから、改正前の第6条中の内海病院に勤務するを削除するものであります。

同じく改正前の条例第7条から第9条は、それぞれ感染症等治療業務手当、放射線取扱手当、衛生検査業務手当に関する規定であります。内海病院の廃止に伴い、該当する特殊勤務手当等が不用となることから削除するものであります。

同じく改正前の条例第10条は、夜間看護手当に関する規定であります。内海病院の廃止に伴い、病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師またはこれに準ずる職員がいなくなることから、同条中の「病院の病棟及び」及び「助産師」を削除し、条ずれを修正するために第7条に繰り上げるものであります。

同じく改正前の条例第11条は、条ずれにより第8条に繰り上げるものであります。

同じく改正前の条例第12条及び第13条は、それぞれ救急勤務手当、分娩手当に関する規定であります。これらにつきましても、内海病院の廃止に伴い、該当する特殊勤務手当が不用となることから削除するものであります。

同じく改正前の条例第14条は、条ずれにより第9条に繰り上げるものであります。

続きまして、第4条は、小豆島町特別会計条例の一部を改正するものであります。

次のページ、24ページをお願いいたします。

改正の内容は、内海病院の廃止に伴い、改正前の小豆島町特別会計条例第1号の病院事業会計、病院事業を削除し、第2号から第8号までを繰り上げるものであります。

最後に、附則について説明させていただきます。

第1項は、施行期日に関する規定であります。この条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。

第2項は、小豆島町病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置の規定であります。地方公営企業法に規定する平成27年10月1日から平成28年3月31日までの間の小豆島町病院事業の業務の状況を説明する書類の作成については、同条例の廃止後におきましても、このことについて規定している同条例第6条の規定は、なお有効である旨を規定しております。

第3項は、内海病院の使用料及び手数料条例の廃止に伴う経過措置に関する規定です。この条例の施行日前、すなわち平成28年3月31日以前に内海病院において行われた診療に係る使用料及び手数料等の額並びに徴収方法については、なお従前の例による旨を規定しております。

第4項及び第5項は、小豆島町特別会計条例の一部改正に伴う経過措置に関する規定であります。この条例による改正前の病院事業会計の平成27年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例によることとし、あわせてこの条例により廃止する病院事業会計に

係る債権、債務及び財産は小豆島町一般会計が継承することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第10、議案第19号小豆島町訪問看護ステーション条例を廃止する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第19号小豆島町訪問看護ステーション条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町訪問看護ステーションの廃止に伴い、本条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（川崎智文君） 議案第19号小豆島町訪問看護ステーション条例を廃止する条例について、経緯を含めて説明させていただきます。

上程議案集25ページをお願いいたします。

訪問看護事業は、事業継続を行う上で設置基準である常勤換算での最少人員2.5人を目指すよう看護師2名と非常勤看護師2名で行ってまいりました。看護師1名が病気療養により人員補充ができず、昨年1月から県の指導により休業しました。最後に利用してまいりました者は15名で、本人、家族の希望を聞き、引き継ぎ機関へ移行をさせていただき、何とかサービスの提供を切れ目なく行え、利用者の不便を最小限に抑えることができました。残った看護師は、2月まで引き継ぎ業務を行った後、退職者の補充ができていない老健へ配置がえを行っております。

また、非常勤准看護師も、本来の業務である介護サービスのうちのみのヘルパー、ケアマネとして勤務し、それぞれの職域で欠くことのできないものとなっております。

また、病気療養になっていた看護師も、回復後、職場復帰し、内海病院の地域連携室にて訪問看護事業に従事いたしました。この内海病院の地域連携室で行っております訪問看護事業は、新たに組織されました小豆島中央病院においても組織の充実を図り、専任の4名体制にして継続して実施していくように聞き及びます。訪問看護事業の再開に向け、職員の再招集等も検討してまいりましたが、各職域での人員の欠員を生じさせ、小豆島中央病院での看護師の集約、移管を阻害するよりも、組織は分かるといえども、小豆島中央病院に集約させ、地域連携を推進していただくのがよりよき政策ではないかとの考えに至りました。

よって、本町の訪問看護事業につきましても、廃業したいという資料を出すことになり

ました。それで、本議案を提案とさせていただきます。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

○議長（森口久士君） 次、日程第11、議案第20号小豆島町商品券条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第20号小豆島町商品券条例について提案理由のご説明を申し上げます。

町内における消費拡大を促すとともに、商工業の振興及び活性化に寄与することを目的とした商品券発行事業に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 議案第20号小豆島町商品券条例についてご説明いたします。

上程議案集の26ページをお開きください。

本議案は、町内における消費拡大を促すとともに、商工業の振興及び活性化に寄与することを目的に、町が商品券発行事業を行うために必要な規定を整備しようとするものでございます。

条例の内容でございますけれども、まず第1条は、先ほど申しました目的の規定でございます。

第2条では、商品券の名称及び額面の規定でございます、商品券の名称は小豆島町商品券、額面は千円といたします。

第3条は、有効期限の規定で、有効期限は発行から1年といたします。

第4条は、取扱機関の規定で、取扱機関は小豆島町商工会といたします。

第5条は、商品券が使用できる事業所の規定であり、指定店として登録した事業所といたします。

第6条は、指定店として登録できる事業所の要件の規定であり、町内に本社または本店機能を有する事業所で、小売業、飲食業、サービス業といたします。

第7条が、換金の規定でございます。

第8条が、換金期限の規定で、発行の日から1年2カ月といたします。

第9条が、禁止の規定で、商品券の偽造、不正使用を禁止しております。

第10条が、破損した場合の規定でございます。

第11条が、商品券発行の特例の規定で、臨時的または特例的に商品券を発行する場合は、商品券の額面、有効期限、換金期限を別に定めることができるといたしております。

第12条が、条例の施行に関し、必要な事項は別に定めるという委任の規定でございます。

附則で、施行期日を平成28年4月1日といたしております。以上、簡単ではございますが、議案第20号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第12、議案第21号小豆島町行政手続条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第21号小豆島町行政手続条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

行政手続法の一部改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第21号につきまして説明を申し上げます。

上程議案集の28ページをお願いいたします。

本条例改正では、行政手続法の一部改正に伴いまして、同法に新たに加えられる手続に関して本町の条例を整備するものでございます。

新旧対照表に沿って説明をいたします。

目次から31ページの第22条までは、法律の再改正に伴う引用条文の改正と名あて人の「あて」という字なんですけれども、これを漢字表記にするという改正でございます。

第33条、32ページをお願いいたします。

許認可等の権限を有する行政機関が行政指導をする際には、相手方に対し、権限の根拠となる法令の条項、当該条項に規定される要件、権限の行使が当該要件に適合する理由を示さなければならないとする条文の追加でございます。

次に、第34条の2では、法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適用しないと思う場合に、行政に再考を求め、中止等の措置を求めることができるとする条文でございます。こちらを追加をいたしております。これに加え、申出書の記載事項も規定をいたしております。

次に、第34条の3では、住民が法令に規定されている義務、要件等に違反した事実を発見した場合、行政に対し、適正な権限行使を促すための手続を定めたものでございます。

申出書の記載内容についても規定をいたしております。

施行期日は、平成28年4月1日となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第13、議案第22号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第22号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴い、1つの条例を新たに制定し、5つの関係する条例を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第22号につきまして説明を申し上げます。

上程議案集の35ページをお願いいたします。

本条例につきましては、行政不服審査法が全部改正されたことに伴うものでございます。

法律改正は、不服申し立て行動の見直し、公正性の向上、使いやすさの向上などの観点から見直しが行われました。これまで、役場が行ってきた行政処分に対し、これに不満がある住民の方は不服申し立てを行ってきました。これを審査請求として処分を行った部署とは違う部署の審理員が住民からの主張や証拠提出を受け、この要件を審理します。これを第三者機関である行政不服審査会がチェックをして、住民の方に処分が妥当であったかどうかの裁決を通知します。この新しい不服申し立て行動は、全国の市町村で平成28年4月1日から行われることとなっております。

しかしながら、町といたしましては、行政行為、行政処分を行う際には十分な説明を行い、でき得る限り受ける側が納得するような説明に心がけ、不服申し立てが出ないように努めたいと考えております。

本条例は、第1条で、先ほど申しました第三者機関である小豆島町行政不服審査会の設置に関する条例となっております。

新規条例で、第1条で、法に基づく小豆島町の審査会を設置する旨の条文です。

第2条は審査会の所掌事務、第3条は審査会の委員を3人にする条文です。

第4条は、委員の要件、任期等を定めています。

第5条は、審査会の会長について規定しております。

第6条は委員の守秘義務、第7条は庶務は総務課において行う旨を定めています。

次に、第2条は、小豆島町情報公開条例の一部改正で、情報公開につきましての不服申し立ては、現在情報公開審査会で公正かつ慎重な判断がなされておりますので、第17条第2項で情報公開に関する審査請求については行政不服審査法を適用しないと定めております。

第17条の2では、情報公開審査会の諮問について、文言の整理と諮問しない場合の明示、処分庁の弁明書について規定をしております。

次に、第3条では、小豆島町個人情報保護条例の一部改正です。こちらのほうも、個人情報の開示決定、訂正決定、開示請求等に関する不服申し立てにつきましては、個人情報保護審議会で審査されますので、行政不服審査法は適用しないとしております。

第42条第2項では、処分庁の弁明書についての規定です。

次に、第4条は、小豆島町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。行政不服審査法では、その第9条のただし書きで、他の法律で定める審査庁、この場合は固定資産評価審査委員会となりますが、これがある場合は、新しい審理員による審査は行わず、既存の委員会において審査すると規定されております。この条例改正では、文言の整理と第4条第6項、第6条第2項及び第5項、第11条で、評価審査委員会での審査手順、必要書類等に対して改正を行っているものです。

次に、第5条は、小豆島町手数料条例の一部改正で、第6条の2が新たに設けられ、行政不服審査請求に係る手数料についての減免規定を設けております。

次のページになりますが、行政不服審査法関連の手数料を定めており、審査請求人が交付を受けたい書類のコピー代となっております。

次に、第6条では、小豆島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正で、法律改正に伴う文言の整理となっております。

施行期日は、全て平成28年4月1日となっております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第14、議案第23号小豆島町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第23号小豆島町税条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（立花英雄君） それでは、地方税法等の改正に伴う小豆島町税条例等の一部を改正する条例につきまして新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案集の44ページをお開き願います。

まず、平成26年度、税制改正において、納税者の負担軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、新たに納税者の申請に基づき換価の猶予をできることとするなど、国税に対する猶予制度が見直されております。

これを受けまして、地方税法の猶予制度においても、平成27年度の税制改正にて、地方分権を推進する観点、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、各地域の実情に応じて条例を定めることができる仕組みとなりました。国税と同様に見直しを行うことによる改正でございます。

最初に、第8条でございます。徴収猶予に係る徴収金の分割納付とその方法について規定しております。

次に、第9条でございます。徴収猶予の申請書に記載する事項を規定したものでございます。

めくっていただきまして、46ページでございます。

第9条第2項は、申請書に添付する書類について定めております。

第9条第3項は、申請猶予の申請手続について規定したものでございます。

次に、第10条でございます。職権による換価の猶予の手続について定めております。

第11条は、新規の条文でございます。申請による換価の猶予の申請手続を定めております。

第12条は、担保を徴する必要がある場合を定めております。以上までが、換価の猶予、徴収の猶予の関係の改正でございます。

次に、49ページでございます。

各税の減免申請期限の延長についての改正でございます。

町民税が第51条第2項、固定資産税が第71条第2項、軽自動車税が第89条第2項。

めくって50ページでございます。

身体障害者等に対する軽自動車税が第90条の第2項。

51ページの特別土地保有税が第139条の2第2項でございます。



いずれも、納税者の利便性を考慮し、納期限の7日前であったものを納期限まで延長する改正でございます。

次に、第2条でございます。

いわゆるマイナンバー法により、納付書、納入書、各種申請書や申告書につきましてマイナンバーの記載が義務づけられたため、昨年6月議会において税条例の改正を行いました。

しかしながら、国のその後の検討により、納付書、納入書や減免申請などにはマイナンバーの記載を要しないこととなったため、所定の改正を行うものです。

第2条の改正部分、51ページから55ページまでの説明については省略させていただきます。

最後に、55ページでございます。

規則の施行期日でございます。

徴収猶予関連、減免申請期限を定めた第1条につきましては平成28年4月1日、マイナンバー関連の第2条につきましては公布の日から施行します。以上、簡単ではございますが、税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第15、議案第24号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第24号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、1つの条例を新たに制定し、2つの関係する条例を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 総務部長。

**○総務部長（空林志郎君）** 議案第24号につきまして説明をいたします。

上程議案集の57ページをお願いいたします。

本条例につきましては、地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新規条例1件の制定及び2件の条例改正を行うものです。

第1条では、小豆島町職員の退職管理に関する条例の制定で、営利企業等に再就職した元職員に対し、地方公務員法の規定に加えてより厳しく離職前の職務に関して現職員への働きかけを禁止する条例となっております。

地方公務員法の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されることになりました。地方公務員法第38条の2において、再就職者による依頼等の規制について規定をされております。

同法第38条の2第1項、第4項及び第5項により、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等またはその関連子会社等に在籍していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をするように、またはしないようにと要求または依頼することが禁止されることになりました。

小豆島町職員の退職管理に関する条例第2条では、法第38条の2第8項に規定されている営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に部長相当職にあった者が営利企業等との間に締結される売買、賃貸、請負等の契約または当該営利企業等に対して行われる行政手続法第2条第2号に定める処分に関する事務について、離職した日の5年前の日より前の職務に属する者に関し、離職後2年間働きかけをしないように定めたものでございます。

また、条例第3条では、条例第2条だけに限らず、法第38条の2に定められた再就職者による依頼等の規定の円滑な実施を図るため、管理または監督の地位にある職員の職が再就職した場合に届け出をさせることを規定しております。

次に、整備条例第2条は、小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、こちらのほうは地方公務員法の改正による条ずれでございます。

次に、第3条は、小豆島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、本町のホームページ等に公開しております人事行政の運営等に関する報告事項に2号の職員の人事評価の状況と7号の職員の退職管理の状況を加えるものでございます。

施行期日は、全て平成28年4月1日となっております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第25号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第25号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、人事院勧告及び香川県人事委員会勧告の内容に沿った改正のほか、地方公務員法の改正などに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第25号につきまして説明を申し上げます。

上程議案集61ページをお願いいたします。

本条例につきましては、平成27年8月の人事院勧告、同10月の香川県人事委員会勧告に沿っての改正でございます。

職員の給与改正につきましては、例年ですと11月の臨時会か12月の定例会でご審議をお願いしておりました。本年は、国家公務員の給与改定が国家審議の遅れで1月の中旬に法律が可決されました。これによりまして、県や市町の給与条例改正は、これを待って行うということになったものでございます。

第1の表では、第4条で規定しております給料表の改正を行っております。表のほうは、62ページからの別表第1以降になりますが、若年層に重点を置いた引き上げ改定を行っております。

次に、ちょっと61ページに戻っていただくんですけれども、第18条の3で、医師の初任給調整手当につきまして、医師の処遇改善の観点から増額改定を行っております。

次に、62ページになりますが、勤勉手当、これを0.1カ月分引き上げております。

次に、78ページ、第2の表の改正でございます。

第1条は、地方公務員法改正に伴う条ずれに伴う改正でございます。第4条第3項の削除と第4条の2の規定は、地方公務員法で給与条例に等級別基準職務表を規定することが義務づけられたことによりまして、これまで規則での規定をしておりましたものを、81ページ、別表第3による規定に改正したものでございます。等級別基準職務表とは、職務給の原則がございまして、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないと地方公務員法で定められております。給料表の等級別の分類の基準となる職務内容をこ

ちらのほうで条例で示したものでございます。

78ページの第17条の改正は、医師の宿日直手当の加算部分の規定の削除となっております。

第20条の3第3項の改正は、行政不服審査法の改正に伴うものでございます。

第21条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の上限額の改正でございます。第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当の上限額の改正でございます。

施行期日は、第1の表の公布の日からで改正部分の適用は平成27年4月1日からとなります。第2の表のほうは、平成28年4月1日からの施行日となっております。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第17、議案第26号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第26号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当の支給率について、他の地方公共団体との均衡を考慮し、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 総務部長。

**○総務部長（空林志郎君）** 議案第26号につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の83ページをお願いいたします。

本条例改正につきましては、小豆島町議会議員の費用弁償等に関する条例と小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の2つの条例を改正するものでございます。議会議員と町の特別職の期末手当の規定についての改正です。

いわゆるボーナスにつきましては、一般の職員は、期末手当と勤勉手当の2つの手当の合算額となりますが、議員さんと町の特別職は、期末手当のみとなっております。一般職の職員は、平成26年度に0.15月分、平成27年度に0.1月分の増額改定がされたところでございます。しかし、これは勤勉手当の増額でありまして、議員さん、町の特別職のほうは、この増額がありませんでした。県下の市町では3町のみがこのような状況になっておりまして、その他の市町では、今回の改正のように読みかえ規定によりまして増額を行っ

ております。これを考慮いたしまして、本町におきましても、条例改正により平成28年度から増額を行おうとするものでございます。増額後の支給率は、国の特別職と同率の0.2月分の増で、年間2.8月分となります。改正のほうは、議員報酬のほうは、第5条で期末手当の月数を規定する、町の一般職の職員の期末手当の条文第20条第2項の6月支給の100分の122.5を100分の132.5に、12月支給分を100分の137.5を100分の147.5に読みかえる規定を追加をしております。次の第2条での特別職の期末手当につきましても、同様の改正を行っているところでございます。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第18、議案第27号小豆島町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求め  
ます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第27号小豆島町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し  
上げます。

本案につきましては、農業委員会関係の委員報酬を改正し、行政不服審査会委員の報酬  
に関する規定を追加しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長及び課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお  
願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 議案第27号についてご説明を申し上げます。

上程議案集の85ページになります。

農業委員会のほう、改正されまして、さきの12月議会におきまして、農業委員及び新た  
に設置される農地利用最適化推進委員の定数についてご承認をいただいております。そ  
の委嘱につきまして、同推進委員の報酬を定めますとともに、農業委員、こちら、定数削  
減によりまして担当する地域が拡大すると、業務量の増大が見込まれるということから農  
業委員の報酬についても改定するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

年額ではございます。会長を16万3千円から19万2千円に、職務代理者を13万円から  
15万6千円、委員を12万円から13万2千円に、それから新たに設置されました農地利用最  
適化推進委員、こちらを9万6千円とするものでございます。

なお、農業委員の報酬額につきましては、現在県下9市8町中16位ということござい

まして、今回改定させていただく案としましては、土庄町の報酬額とほぼ同額ということでご提案させていただいております。

また、推進委員につきましては、毎月の農地法の審議等に係る定例会がない分、考慮してご提案させていただいたものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 引き続きまして、ページ数でまいりますと、86ページのほうになります。

さきにご説明させていただきました行政不服審査法の全部改正に伴います本町の行政不服審査会の設置に伴いまして、委員さんの報酬を規定する必要が生じました。本町の審議会等の報酬の額に準じまして、日額6千円、3時間以内の場合は4千円とするものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第19、議案第28号小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第28号小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年4月の小豆島中央病院の開院や平成29年4月の小豆島中央高校の開校など、島内の環境が大きく変化することに伴い、町が行っている有償運送において運送内容等を変更する必要が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第28号小豆島町自家用自動車有償運送に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

上程議案集のほうは、87ページとなります。よろしく申し上げます。

本条例につきましては、田浦線の草壁港から田浦映画村までの間を朝夕の1便運行しております町営の廃止代替バスに関して必要な事項を定めたものでございます。

また、小豆島におきましては、町長が提案理由で申し上げましたように、本年4月の小豆島中央病院の開院や翌年4月の小豆島中央高校の開校に加えまして、3月20日に開幕を迎える瀬戸内国際芸術祭など、島内環境が大きな変貌を遂げ、これにあわせて人の動きが

大きく変わってくることが予想されております。この島内の大きな動きを好機と捉えまして、国、県のご理解のもとに小豆島2町及び交通関係事業者等で組織をいたします小豆島地域公共交通協議会において、持続可能な公共交通網の形成を目的といたしまして、基本運賃の値下げを初め、小豆島中央病院を拠点とした路線の再編、それからダイヤの変更について、これまで延べ7回にわたって協議を重ね、合意形成が得られたところでございます。

本条例の一部改正の内容につきましては、このたびの路線の再編に伴いまして、三都線を町営バスとして運行するため、第2条の運送内容について、小豆島町蒲野391番地1の地先を起点として、小豆島町池田1番地18の地先を終点とする三都東線と小豆島町神浦甲654番地22の地先を起点といたしまして、小豆島町池田1番地18の地先を終点とする三都西線を新たに追加をしようとするものでございます。

次に、第4条第2項第1号の改正につきましては、これまで中学生以上の者について、1人1区間の運賃を300円以内で町長が定める額としておりましたが、運賃につきましては、小豆島オーリーブスの距離制運賃にあわせまして、初乗り150円から6.1キロ以上は上限300円の運賃の幅で規則において定めるものとしておりますので、改正後につきましては、300円以内でという部分を削除するものでございます。

最後に、附則として、この条例は、平成28年3月20日から施行しようとするものでございます。

最後になりますが、小豆島において、公共交通の再生は、地方創生の実現を目指す上で重要な役割を果たすものでありまして、小豆島中央病院や小豆島中央高校と同様に、島民の共有財産であり、社会資本としての位置づけのもとに、今後積極的な利用促進を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第20、議案第29号小豆島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第29号小豆島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

放課後児童クラブを新たに1カ所設置することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 議案第29号小豆島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集の89ページです。

本条例は、放課後児童クラブの利用対象児童が、おおむね10歳未満の児童から小学校に就学している児童へ広がったことから内海放課後児童クラブを利用する児童が増えております。特に、夏休みには73名だったのが94名と、利用児童数が増えております。そのような中、これまでどおり適切な遊びや生活の場を提供することにより健全な育成を図るため、第2クラブを設置するものでございます。

改正後に示しておりますとおり、第2条に、小豆島町内海放課後児童クラブ（第2）、位置として、小豆島町草壁本町395番地1を新たに加えるものです。

附則として、平成28年4月1日から施行するとしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第21、議案第30号小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第30号小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

内海ダム下の柴中公園が竣工し、供用を開始することに伴い、都市公園に追加する改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 議案第30号小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の90、91ページをお願いいたします。

新しく都市公園に認定しようとする柴中公園は、平成21年2月10日に、小豆島町告示第5号で変更した内海都市計画公園として内海ダム再開発にあわせて整備を行ってまいりました公園でございます。

当該公園が竣工し都市公園として供用を開始するに当たり、都市公園法第2条の2の規定及び小豆島町都市公園条例第2条の規定により、議会のご議決をいただき、小豆島町都市公園条例第2条の別表に芝中公園を追加しようとするものでございます。



名称は芝中公園、位置は小豆島町神懸通字柴中甲1716番地1を追加いたします。

ページをめくっていただき、92ページをご覧ください。

芝中公園と題して、内海ダム公園管理区分図といたしております。黄緑色に着色している箇所が、都市公園の芝中公園として認定しようとする箇所でございます。薄茶色に着色しているのが、県より管理委託を受けました都市公園ではなく河川公園としての広場となっております。ダム上流部のさくら広場、落合池記念広場及びほたるの広場は、河川管理者である県の所管で、町が管理委託を受けて管理する広場となっております。黄緑色に着色した部分の都市公園全体面積は約2.7ヘクタールで、多目的広場としてのグラウンドの面積は6,850平米となっております。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するをいたしております。本議会の議決後に行います公布の日から施行いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第22、議案第31号小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第31号小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、消防団員の処遇の改善を図るため、出動報酬を改定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 総務部長。

**○総務部長（空林志郎君）** 議案第31号につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の93ページをお願いいたします。

本議案は、小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。

消防団は、火災、風水害、発生を予測されております地震災害などの際には、消火活動、救助活動、避難誘導等の活動をお願いする組織でございます。非常勤の特別職である地方公務員となっております。近年、団員確保が大きな課題となっているところでございます。この消防団員の出動報酬につきまして、平成7年から現行の金額でございまして、県下の他市町との比較でも低い値となっておりますので、消防団員の処遇を改善するため、相互応援協定を交わしております土庄町との協議の上、増額改定を行うものでござい

ます。

新旧対照表にありますように、出勤報酬1回当たりを1,800円から2千円に、町長が特に認めた場合の出勤を3,600円から4千円に改正するものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日からです。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第23、議案第32号小豆島中央病院企業団規約の一部変更について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第32号小豆島中央病院企業団規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島中央病院が平成28年4月1日に開院することから、共同処理する事務及び経費の支弁の方法等について規約を変更する必要性が生じたことから企業団規約の一部を変更するものでございます。

規約変更につきましては、土庄町と協議の上、香川県知事の許可を得たいので、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当室長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 病院再編推進室長。

**○病院再編推進室長（森 一生君）** 議案第32号小豆島中央病院企業団規約の一部を変更する規約についてご説明を申し上げます。

上程議案集の94ページをお開き願います。

先ほど町長から提案理由の説明がありましたとおり、小豆島中央病院が今年の4月1日に開院することに伴い、企業団規約の一部改正を行うものでございます。

地方自治法第286条の規定において、一部事務組合が共同処理する事務を変更し、または規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されておりますことから、今回ご議決を賜ろうとするものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

1点目として、第3条、企業団の共同処理する事務でございます。これまでは、新病院の整備に関する事務としておりましたが、この4月に開院することから、小豆島中央病院の管理運営に関する事務を共同して処理するものと改めるものでございます。

2点目として、第5条、企業団の事務所の位置でございます。改正前は土庄町に置くと

しておりましたが、これを小豆島町池田2060番地1、小豆島中央病院内に置くこととする  
ものでございます。

3点目といたしまして、第13条、経費の支弁の方法でございます。新病院の経営が始ま  
りますことから、第1項に診療報酬など、企業団の事業から生ずる収入を加えるもので  
ございます。

最後に、附則といたしまして、この規約につきましては、平成28年4月1日から施行す  
るものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議の  
ほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第24、議案第33号香川県広域水道事業体設立準備協議会  
規約の一部変更について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第33号香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更  
について提案理由のご説明を申し上げます。

香川県広域水道事業体設立準備協議会に坂出市及び善通寺市が加入することに伴い、協  
議会を組織する普通地方公共団体の数が増加し、同協議会の規約を変更する必要が生じた  
ため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでござ  
います。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し  
上げます。

**○議長（森口久士君）** 水道課長。

**○水道課長（唐橋幹隆君）** 議案第33号香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部  
変更につきましてご説明をいたします。

上程議案集96ページをお開きください。

香川県広域水道事業体設立準備協議会に坂出市、善通寺市が加入することに伴う同協議  
会規約の変更でございます。

新旧対照表に沿ってご説明をいたします。

協議会を設ける団体に、第3条中「丸亀市」の次に「坂出市」、「善通寺市」を加えま  
す。組織の委員は、第6条第3号中「13名」を「15名」に改めます。

附則といたしまして、この規約は、平成28年4月1日から施行することとしておりま  
す。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第25、議案第34号新町建設計画の変更について提案理由  
の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第34号新町建設計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

国の市町村合併に係る財政支援措置である合併特例債について、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の施行により、発行できる期間の延長が可能となったことから、新町建設計画の計画期間及び財政計画等の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第34号新町建設計画の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集のほうは、98ページをお願いいたします。

本件につきましては、国の合併に関する財政支援措置である合併特例債について、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の施行によりまして、発行できる期間の延長が可能となりましたことから、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

この新町建設計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、内海町、池田町2町合併協議会が作成したもので、合併市町村の財政支援措置であります合併特例債の発行を主な目的としたものでございます。

また、この合併特例債が活用できる合併特例事業は、新町建設計画に基づく事業であることとされておりますが、現在の新町建設計画は、平成27年度までが計画期間となっておりますことから、平成28年度以降も合併特例債を活用する合併特例事業を実施可能とするため、今回計画を変更しようとするものでございます。

変更内容につきましては、98ページにありますように、計画の期間を平成27年度までとしておりましたものを平成32年度まで5年間延長しようとするものでございます。

1枚めくっていただきまして、99ページのほうになりますが、5の新町の主要施策の項目では、内海病院が廃止となりますことから、内海病院という固有名称を医療機関と変更をいたしますとともに、6の新町における県事業の項目においては、県との事前協議の中で指摘のございました砂防事業を新たに追加をしたところでございます。

100ページ、101ページにつきましては、これは、あくまで現時点で想定される事業計画に基づいて財政計画を歳入歳出それぞれ平成32年度まで延長したものでございます。

なお、この本計画の変更に当たりまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条第8項の規定に基づきます県との協議につきましては、平成28年2月8日に異議なしとの文書回答を得ておりまして完了しているところでございます。

最後になりますが、本議案につきましては、交付税措置として元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される大変有利な合併特例債の適用を受けることが主目的の計画変更でございます。本町の合併特例債の発行可能額につきましては約54億円となっております。予算ベースになりますが、平成28年度末以降、約13億円程度の発行可能額が残る見込みとなっております。今後の建設事業の財源として有効に活用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第26、議案第35号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第35号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第35号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明させていただきます。

上程議案集の103ページになります。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で19の辺地に区分をしております。そのうち平成25年2月議会で19辺地のうち8つの8辺地について、翌26年2月議会で1辺地と、これまでに9つの辺地総合整備計画の議会のご承認をいただいております。

本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるため、二生辺地におきまして新たな計画の変更が出てまいりました。ま

た、坂手辺地と福田辺地のほうで事業費が増額となりましたことから、計画変更の必要が生じたものでございます。

議案集の105ページをお願いします。

ページ中段の公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、二生辺地におきましては、二生公民館に隣接をする旧幼稚園校舎を地域住民の交流の場として活用を図ってまいりましたが、26年度から、ご承知のようにグループホームとして利用することとなりましたことから、平成28年度において、地域住民の交流の場の安全・安心の確保のために、全体事業費4,578万2千円のうち辺地対策事業債3,260万円を活用して二生公民館の耐震改修を実施をしようとするものでございます。

次に、106ページ、107ページをお願いいたします。

坂手辺地の計画変更でございます。

坂手辺地の計画につきましては、平成26年2月議会で同計画のご承認をいただきまして、消防ポンプ車両の整備が完了いたしました。その後、106ページにありますように、新たに町道坂手観音線の改良工事を実施をすることとなりましたことから、平成27年9月議会で同計画のご承認を賜りまして、全体改良延長160メートルのうちの100メートル区間の工事を実施したところでございます。28年度においては、残りの延長60メートル区間を整備いたしますことから、107ページのありますように、計画期間を平成27年度の1年間から平成28年度までの2年間に変更するとともに、事業費を変更前の2,500万円から4,200万円に、辺地対策事業債を変更前の2,310万円から3,270万円に増額をするものでございます。

次に、108ページ、109ページをお願いいたします。

福田辺地の計画変更でございます。

福田辺地の計画につきましては、25年2月議会で同計画のご承認をいただきまして、診療所の医療機器の整備を行ったところでございますが、事業完了後、福田港公共駐車場を整備することとなりましたことから、108ページにありますように、新たに平成27年の3月議会でご承認を賜りまして事業を実施してきたところでございます。28年度につきましては、雨水の排水対策として側溝の整備が必要となりましたことから、109ページにありますように、計画期間を27年度の1年間から平成28年度までの2年間に変更いたしますとともに、事業費及び辺地対策事業債を変更前の1,100万円から1,430万円に増額をしようとするものでございます。

なお、この本議案につきましても、交付税措置として元利償還金の80%が基準財政需要

額に算入される有利な辺地債の適用を受けることが主目的の計画変更、計画策定でございます。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第27、議案第36号小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第36号小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成28年3月31日をもって失効する予定でしたが、同法の一部を改正する法律が施行されたことにより、平成33年3月31日までの5年間延長されることとなりました。

本案は、引き続き財政上の特別措置を受けるため、新たな小豆島町過疎地域自立促進計画を策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第36号小豆島町過疎地域自立促進計画の策定についてご説明をさせていただきます。

町長の提案説明にもありましたように、本議案は、過疎地域自立促進特別措置法が5年間延長されることになりましたことから、引き続き財政上の特別措置を受けるため、小豆島町過疎地域自立促進計画を定めたく、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

議案説明の前に、過疎地域自立促進特別措置法につきまして、主な改正点についてご説明をさせていただきます。

まず、1点目は、本法の失効期限につきましては、5年間延長され、平成33年3月31日までとされております。

2点目は、過疎地域自立促進計画につきましては、さきの平成22年の法律改正によりまして策定義務が撤廃をされておりますけれども、財政上の支援措置であります過疎対策事業債を発行するためには従来と同様に計画が必要とされておりますことから、言い換えれば、過疎対策事業債を発行するための計画とも言える状況となっておりますのでございます。

続きまして、計画の概要をご説明申し上げます。

本計画の策定に当たりましては、現行法の失効期限延長に伴う策定でございまして、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間を計画期間といたしまして、平成22年12月の定例会でご議決を賜りました過疎計画を基本として、現状に即した見直しを行ったもので、実質的には、過疎計画の計画変更に近い内容となっておりますのでございます。したがって、これまでの計画から変更になった主な点を中心に説明のほうをさせていただいたと思います。

別冊の小豆島町過疎地域自立促進計画をお手元のほうにご準備いただければと思います。よろしいでしょうか。

本文のほうですね。1ページの1の基本的な事項のうち、(1)の小豆島町の概況から16ページの(4)地域の自立促進の基本方針までは、全計画に記載しております数値を時点修正したものでございますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

17ページをお開きを願います。

(5)の計画期間につきまして、先ほど申し上げましたように、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年といたしております。これは、法の施行延長期間にあわせた計画期間に設定しておりますのでございます。

24ページのほうをお願いいたします。

2の産業振興につきましては、(2)その対策の水産業及び27ページの⑧その他にありますけれども、漁港及び港湾の災害対策について、これまでの計画では高潮に重点を置いた対象となっておりますが、23年の東日本大震災で発生をいたしました津波による大規模災害を一つの教訓といたしまして、新たに地震、津波対策についても計画の中に追記をさせていただいたところでございます。

続いて、30ページをお願いいたします。

3の交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては、(1)の現況と問題点の②交通で、この4月に開院をする小豆島中央病院や来年の4月の小豆島中央高校の開校など、島内の周辺環境が大きく変わるこの機会を好機と捉えまして、運賃値下げや路線の再編等、島内の公共交通の抜本見直しを行うことについて記載をいたしますとともに、33ページからの(2)その対策では、廃止代替路線のバス運行など、具体的な公共交通の維持確保のための事業を記載しております。町営バス三都線の運行開始については、前回との大きな変更点になるところでございます。

続いて、40ページをお願いいたします。



4の生活環境の整備につきましては、(2)その対策の①水道という部分で、香川県広域水道事業体への統合について追記をするとともに、②の住宅のほうでは、一般住宅のリフォーム推進として、住宅に係るリフォーム助成金の交付について追記をしたところでございます。

続いて、42ページのほうをお願いいたします。

⑤番、環境保全、環境衛生においては、平成27年度から実施をしております老朽危険空き家に対する除却費用の補助について追記をしております。

それから、47ページをお願いしたいと思いますが、5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の現況と課題、②の母子等児童福祉の充実においては、昨年策定をいたしました小豆島町すくすく子育て応援アクションプランに従いまして、今後施策を展開していく旨を追記をしたところでございます。

53ページになります。

6、医療の確保という分野では、4月に開院をする小豆島中央病院を地域の中核病院として2次医療の継続的な実施について追記をしたところでございます。

最後になりますが、67ページをお願いします。

8、地域文化の振興等につきましては、(2)その対策で、小豆島芸術家村事業の延長として、広島市立大学との連携による三都半島アートプロジェクトについて追記をしております。以上、主な部分、説明申し上げましたように、今回提案を申し上げます小豆島町過疎地域自立促進計画につきましては、過疎対策事業債を発行するために策定したものでございますので、起債対象となり得るものを各課に照会をかけ、少し広目に網羅し計上しているところでございます。この計画書の75ページのほうから82ページ最後の部分にかかまはしては、過疎対策事業債で平成22年の法改正によりまして可能となりましたソフト事業であります過疎地域自立促進特別事業について、より具体的な内容を付した事業計画を掲載しておりますので、また後ほどお目通しをいただけたらと思います。

最後になりますが、本計画につきましては、法律第6条第4項の規定により、県との事前協議が必要となっております。本日提案申し上げます計画案については、この2月16日付で県からは異議はない旨の文書をいただいております。以上、簡単でございますが、議案第36号小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 暫時休憩いたします。再開は13時とします。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時59分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28、議案第37号平成28年度小豆島町一般会計予算から日程第36、議案第45号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第37号平成28年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の平成28年度一般会計、特別会計、当初予算書及び説明書、並びに各企業会計予算書の最初に添付しています。新年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は104億6,900万円で、対前年度比で12億6,300万円の増額となっております。予算の内容につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第38号から議案第43号で提案しています特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計22億7,709万3千円、後期高齢者医療事業特別会計2億8,143万円、介護保険事業特別会計19億220万2千円、介護サービス事業特別会計7,181万7千円、介護予防支援事業特別会計810万円、簡易水道事業特別会計1億6,942万2千円となっており、議案第44号及び第45号で提案しております公営企業予算のうち、それぞれの収益的収支につきましては、水道事業会計で事業収益5億5,191万7千円、事業費用5億5,188万1千円、介護老人保健施設事業会計では事業収益3億3,202万1千円、事業費用4億5,971万3千円となっております。

特別会計、公営企業会計予算につきましても、それぞれ担当課長から順次説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第28、議案第37号平成28年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第37号平成28年度小豆島町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を定めるものでございます。歳入歳出それぞれ104億6,900万円。対前年度では12億6,300万円、13.7%の増でございます。

第2条は、債務負担行為の規定でございます。事項、期間、限度額を6ページ上段の第2表債務負担行為のように定めるものでございます。

第3条は、地方債の規定でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を6ページから7ページにかけての第3表地方債のように定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の規定でございます。一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。各項に計上した給料、職員手当等共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ができるとしております。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げたいと思いますが、当初予算につきましては例年同様、各常任委員会におきまして詳しくご審議いただくことになると思いますので、本日は概要説明とさせていただきたいと思っております。

まず、歳入予算でございます。予算書のほうは2ページ、3ページ。予算書にあわせて配付しております別冊資料のほうでは2ページの平成28年度一般会計歳入予算総括表をご覧くださいと思います。

1款町税でございます。14億8,298万1千円。対前年度で1,536万6千円、1.0%の減でございます。町民税につきましては、法人分の伸びが見込める一方、個人分につきましては、所得の変動見込みや納税義務者数の減によりまして減収が見込まれておりまして、町民税全体としては84万3千円のわずかな減となっております。固定資産税につきましては、土地につきましては、地価下落に伴います時点修正の影響、家屋や償却資産につきましては、過疎法や離島振興法に基づきます減免制度の該当が増えたことから、固定資産税全体で3,318万1千円、4.7%の減を見込んでおります。軽自動車税は、税制改正によります車体課税の増税などの影響から1,283万4千円、26.5%の増、町たばこ税も、主に販売本数の増見込みによりまして313万7千円、3.0%の増、入湯税につきましては、27年度の実績見込みに基づきまして268万7千円、29.7%の増を見込んだところでございます。町税全体といたしましては、固定資産税の減収の影響が大きく、冒頭申し上げたとおりの減収を見込んだところでございます。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金につきましては、平成27年度の実績見込み額、あるいは一部制度変更を勘案して計上した結果、地方譲与税で710万円の増、利子割交付金で26万円の減、配当割交付金で790万円の増、株式等譲渡所得割交付金で450万円の増、地方消費税交付金で7,850万円の増、ゴルフ場利用税交付金で80万円の減、自動車取得税交付金で500万円の増、地方特例交付金で48万円の減をそれぞれ見込んだところでござい

ます。

次に、10款地方交付税36億円でございます。前年度比5千万円、1.4%の減でございます。普通交付税につきましては、国の地方財政計画上、地方交付税が出口ベースで0.3%の減となっておりますことに加えまして、本町の国勢調査人口が1,282人の減となった影響で減額が見込まれます。一方で、公債費算入額の増などを考慮して算定した結果、対前年度5千万円減の32億円となったところでございます。特別交付税につきましては、実績見込みを考慮いたしまして前年度と同額の4億円を計上いたしております。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、実績見込みにより、対前年度20万円減の220万円を計上したところでございます。

12款分担金及び負担金は、対前年度1,227万4千円、21.1%増の7,046万3千円でございます。これにつきましては、1項分担金におきまして、急傾斜地崩壊防止対策事業分担金の減によりまして1項分担金が590万5千円の減となった一方で、2項負担金が、内海病院の跡地の給食調理場を使用する老健うちのみから電気代等の負担金が入ってくることにより1,817万9千円の増となったことによるものでございます。

13款使用料及び手数料2億631万1千円につきましては、前年度に比べ690万円、3.5%の増でございます。これは、公共交通の見直しによりまして、三都線が町営バスとなることから、1項の使用料で86万4千円の増となったことに加えまして、実績見込み等により、ごみやし尿、浄化槽汚泥などの処理手数料の増が見込めることから、2項手数料も603万6千円の増となったものでございます。

14款国庫支出金6億8,899万2千円。前年度に比べて7,395万8千円、12.0%の増でございます。こちらは、2項国庫補助金で、馬木避難場所整備事業で2,969万円の増、漁港高潮対策事業で4,950万円の増などを計上したことに加えまして、3項委託金で、参議院議員選挙費委託金1,753万1千円を計上したことが主な要因でございます。

15款県支出金は5億8,050万9千円で、前年度比3,381万6千円、5.5%の減でございます。これは、2項県補助金で、防災拠点、太陽光エネルギー導入事業の終了などによりまして1,975万1千円の減となったことに加えまして、3項委託金におきましても、県議会議員選挙費委託金や国勢調査委託金の皆減などによりまして1,775万円の減となったことが主な要因でございます。

16款財産収入は1億5,576万5千円で、対前年度1億1,632万6千円、295%の大幅な増でございます。これは、2項財産売払収入において、来年度から町が発行主体となって開始することとなっております商品券事業におけます商品券売払収入1億2千万円を計上し

たことが主な要因でございます。

17款寄付金は1億171万1千円で、対前年度9,800万円、2,640.8%の大幅な増でございます。これは、ご承知のとおり、平成27年度途中から見直しをいたしましたふるさと納税にかかわるふるさと納税寄付金が増加しておりまして、これを来年度当初において1億円計上したことが主な要因でございます。

18款繰入金は6億8,700万1千円で、前年度比で2億1,304万7千円、45.0%の増でございます。こちらは、大規模な建設事業が集中する中、補助金や有利な地方債の活用とあわせまして、財政調整基金を初めとする基金の活用を図ったことから、基金繰入金で2億1,627万6千円の増となったことが主な要因でございます。

19款繰越金3千万円につきましては、前年同額でございます。

20款諸収入は4億9,232万9千円で、前年度比で2億2,671万7千円、85.4%の大幅増でございます。これは、5項雑入におきまして、病院事業会計の廃止に伴いまして、2カ月遅れで入ってくる内海病院の診療報酬などの未収金2億6,142万4千円を一般会計で受け入れることによるものでございます。

歳入の最後でございます。21款町債は19億8,700万円でございます。前年度比で5億1,370万円、34.9%の増でございます。こちらは、地方債を財源とした各種事業の増減による変動でございますが、特に大きなものとしたしましては、小豆新病院建設事業債が過疎債、出資債合計で9億2,070万円の皆減となりました一方で、内海病院跡地整備事業の財源として借り入れを予定しております合併特例債10億8,960万円、また認定こども園整備事業の財源として借り入れる予定の過疎対策事業債5億6千万円を計上しております。

なお、町債発行額が公債費の元金償還を大幅に上回ることとなりますが、全て後年度の元利償還に対する交付税措置70%ないしは80%でございます。有利な起債を活用し、後年度の実質的な負担の抑制に努めたところでございます。以上、歳入合計は104億6,900万円でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

一般会計予算の歳出につきましては、それぞれ款項目節の区分によります目的別のご説明は各常任委員会において担当課から詳細にご説明させていただきますので、私からは、性質別分類で増減率の大きなもののみご説明させていただきたいと思っております。

別冊資料の14ページの平成28年度一般会計歳出性質別分類表をご覧いただきたいと思います。

まず、上から2行目の物件費でございます。

対前年度 3 億 3,584 万 3 千円、28.7%の増となっております。こちらは、病院再編に伴い、内海病院跡地が平成28年度については一般会計管理となりますことから、その維持管理費が8,219万7千円、また3月末の病院事業会計廃止に伴いまして、一般会計で行うこととなります未払金及び未収金の精算事業が1億1,811万7千円、瀬戸内国際芸術祭2016におきます交通整理やアート管理業務等が3,928万6千円など、臨時的かつ避けがたい増額要因が重なったことによるものでございます。

次に、上から4行目から7行目にかけての普通建設事業費でございます。

これにつきましても、補助事業で5,714万6千円、12.3%の増、単独事業で14億7,808万8千円、285.3%の大幅増でございます。補助事業につきましても、公民館等災害拠点施設への太陽光発電設備設置事業が事業完了によりまして7,669万円の減、内海総合運動公園再整備事業も事業完了によりまして8,450万円の減となった一方で、馬木地区緊急避難場所等整備事業が5,938万円、内海病院跡地改修事業が6,990万円、福田港漁港高潮対策事業が1億円、二生公民館耐震改修事業が4,002万1千円、草壁保育園の認定こども園移行に伴います改修事業が3,543万8千円、それぞれ増額となったことが主な要因でございます。単独事業につきましても、何といたしましても内海病院跡地整備事業、こちらが大きい額でございます。11億3,434万4千円でございます。また、内海保育所と苗羽幼稚園を統合して設置いたします認定こども園の整備事業、こちらが5億4,638万2千円、それぞれ皆増となったことが主な要因でございます。

なお、県営事業につきましても、県営道路整備事業及び県営港湾整備事業の負担金が、事業量の変動により297万5千円の増となっており、7行目にございます普通建設事業費トータルで見ましても15億3,820万9千円、率にして148.1%の大きな増額でございます。

次に、2行飛びまして補助費でございます。

今年度途中のふるさと納税の見直しに伴いまして納税額が増加しておりますことから、その返礼品等の費用として3,910万円の増、それから新たに開始する商品券発行业務委託料として1億3千万円の増を見込んだ一方で、消防の新庁舎整備事業の完了などによりまして小豆広域への負担金が1億5,155万5千円の減、内海病院の廃止に伴います病院事業会計負担金が5億1,502万6千円の減、小豆島中央病院整備事業の完了等によりまして小豆島中央病院企業団負担金が8億5,982万円の減となったことなどから、全体で12億6,844万9千円、46%の減となったものでございます。

1行飛びまして、投資及び出資金でございます。

こちらは、小豆島中央病院が4月に開院するわけでございますけれども、診療報酬は2

カ月遅れで入ってくるという制度になっておりますことから、開院当初の運営費が不足いたします。これに対応するため、土庄町と協調して小豆島中央病院企業団に3億円を出資するものでございます。小豆島町の出資額については、3億円の51.32%に当たります1億5,396万円で、前年度からの皆増でございます。

次に、積立金でございます。

一部基金で利子積み立ての減を見込んだ一方、ふるさと納税の増加に伴いまして、返礼品や事務経費等の費用を除いた5,887万1千円について、ふるさとづくり基金への積み立てを計上いたしましたので、全体で5,522万9千円、310.8%の大幅増となったものでございます。

次に、公債費でございます。

近年の地方債残高の増加に伴いまして、通常の一般会計債の元金償還額が6,159万2千円の増となることに加えまして、元利合計で3億432万3千円に及ぶ内海病院の残債償還が一般会計の負担となりますので、公債費全体で3億5,865万5千円、40.9%の増となったものでございます。

なお、内海病院の残債につきましては、平成27年度末で23億円余りございまして、これについては、28年度以降、一般会計で返済していくものとなっております。

次に、繰出金でございます。

これまで国保税の引き上げを回避するために活用してまいりました国保財政調整基金が枯渇することを踏まえまして、県下で最低レベルに据え置いてまいりました国保税を引き上げるべく、昨年3月定例会におきまして、平成28年度からの国保税引き上げに関する条例案を前もってご可決いただいたところでございます。それでもなお、来年度の国保会計の収支不足が見込まれまして、基金もほぼ枯渇状態でございますので、一般会計からの繰出金について4,686万3千円の増を見込んだことなどから、繰出金全体で5,107万2千円、6.7%の増となったものでございます。以上のような増減要因によりまして、一般会計全体で12億6,300万円、13.7%増の104億6,900万円となっております。

今後の財政運営についてでございますけれども、実質公債費比率や将来負担比率など、財政健全化判断比率につきましては、現在県下市町の中でも非常に健全な状況にございます。これは、本町が過疎債、辺地債、合併特例債など、有利な地方債の活用を徹底してきたことや減債基金を初めとした基金の保有に努めてきたことによるものでございます。

今後、内海病院の残債が一般会計へ移管されることに加えまして、29年度以降も老健うちのみの庁舎利用に向けた改修、あるいは次期一般廃棄物埋立処分地の整備など、大規模

事業が控えております。このようなことから、地方債残高が増え、基金残高が減少するといった傾向は避けられないと考えております。また、合併特例債につきましては、32年度まで、過疎債も現行法で担保されておるのは32年までとなっておりまして、加えて地方交付税の動向も不透明ながら、合併特例の段階的縮小や国調人口減少の影響は避けられないと考えております。

こうしたことから、事業財源の不足や財政の硬直化、財政指標の悪化が当町の想定以上に進む可能性もございます。したがって、今後の財政運営につきましては、国の動向に注視しながら、これまで以上に補助金や有利な地方債の確保に努めるとともに、可能な限り基金残高の維持に努めまして、合併特例が完全になくなる平成33年度以降につきましても、町長が所信で申し上げたとおり、町財政が健康体を維持できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが、議案第37号平成28年度小豆島町一般会計予算についての概要説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第29、議案第38号平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

**○健康づくり福祉課長（楠 初美君）** 議案第38号平成28年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の8ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算書の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億7,709万3千円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の借り入れの最高額を1億円に定めるものでございます。

第3条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算内容につきましては、予算説明書によりご説明させていただきます。

187ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税でございますが、現在の国保会計の状況を踏まえ、平成28年度は税率の改正を行うこととしております。この改正により、世帯の状況により異なりますが、1世帯当たり2千円から2万円程度保険税が増えることとなります。一方、国保の被保険者数は年々減少しており、28年度においても減少する見込みでありますことから、保険税



は前年度より1,657万6千円減の3億158万2千円を計上しております。

189ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、督促手数料として、前年度と同額の8万円を計上しております。

3款1項国庫負担金は、療養給付費、高額医療費共同事業、特定健康診査の実施に係る国の負担金として3億5,655万3千円を、また2項国庫補助金には、財政調整交付金1億8,059万7千円を計上しております。

4款1項県負担金につきましては、3款1項国の負担金と同額を計上、また2項県補助金には、財政調整交付金9,965万4千円を計上しております。

5款療養給付費交付金は退職被保険者等の給付費として交付されるもので7,797万2千円を、また6款前期高齢者交付金は被保険者に占める前期高齢者の比率が高い国保の負担を軽減するために交付されるもので6億8,291万6千円を計上しております。

191ページをご覧ください。

7款共同事業交付金は、高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響を緩和するために県内の保険者から拠出金を財源として費用負担を調整するもので2億7,002万2千円を計上しております。

8款財産収入につきましては、財政調整基金の利子12万5千円を計上しております。

9款繰入金でございます。1項1目の一般会計繰入金は2億2,731万5千円を計上、前年度比4,686万3千円の増としております。1節の保険基盤安定繰入金から5節の財政安定化支援事業繰入金までは、法定繰り入れでございます。法定外繰り入れとなります6節の収支不足繰入金は、保険税不足のため、8,611万1千円を計上しております。また、2項基金繰入金につきましても、保険税不足のため、財政調整基金から6,730万円を繰り入れることとしております。

10款繰越金から次のページの11款諸収入につきましては、例年と同様としておりますが、11款2項5目1節雑入におきまして、新しくヘルスケアシステム利用料として3万円を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

195ページをご覧ください。

1款総務費は、国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収経費、国保運営協議会費等で1,021万6千円を計上しております。前年とほぼ変わりはありません。

次に、2款保険給付費でございます。平成28年度は15億7,388万1千円を見込んでお

り、前年度と比べ1億2,394万4千円の増となっております。ここ数年、1人当たりの年間医療費は、毎年4%程度上昇しておりますことから、2款1項1目の一般被保険者療養給付費及び197ページの2項1目の一般被保険者高額療養費において増額を見込んでおります。

続きまして、199ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等は2億3,359万6千円でございます。これは、後期高齢者医療に係る費用の一部を国民健康保険から支援するものでございます。実績から、前年度と比べ344万1千円の増を見込んでおります。

4款前期高齢者納付金等、また5款老人保健拠出金は、前年度と大きな変化はございません。

201ページをご覧ください。

6款介護納付金は9,920万6千円を計上しております。これは、国民健康保険被保険者のうち40歳から64歳の介護保険第2号被保険者数が減少したことから、前年度と比べまして664万5千円の減としております。

7款共同事業拠出金は、市町村国保保険料の平準化、財政の安定化を図るため、高額な医療費について県内の国保から拠出金を財源として費用負担を調整するものです。28年度は、給付の実績から2億8,880万5千円を計上しております。

8款保健事業費は6,199万6千円を計上し、特定健康診査や医療費適正化事業、健康づくり事業を実施することとしております。

203ページの9款基金積立金及び205ページの10款公債費、11諸支出金は、例年と大きな変化はございません。

なお、11款3項1目の直営診療施設勘定繰出金234万7千円につきましては、これまで内海病院で実施しておりました保健事業を小豆島中央病院において実施することとして計上しております。

207ページでございます。

12款予備費は、前年度同額の500万円を計上しております。以上、歳出合計は対前年度比1億4,092万1千円増の22億7,709万3千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第30、議案第39号平成28年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第39号平成28年度小豆島町後期高齢者医療事

業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の12ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算書の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,143万円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書によりご説明させていただきます。

215ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、保険料率の改定によりまして、前年度と比べて203万6千円増の2億265万4千円を計上しております。

2款使用料及び手数料は、納付証明や督促に係る手数料として、前年度と同額を計上しております。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金は、広域連合の事務経費として共通経費繰入金を1,115万5千円、徴收費など、町の事務経費として、総務費繰入金を395万8千円計上しております。

また、2目に保険基盤安定繰入金として、県の補助を受け、低所得者の保険料軽減のため、6,311万2千円を計上しております。

4款繰越金は名目計上、5款諸収入は前年度と同額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

217ページをご覧ください。

1款総務費は、事業の管理及び徴収に係る経費で、前年度に比べまして5万1千円減の390万9千円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億7,692万1千円を計上しております。これは、保険料と共通経費、保険基盤安定繰入金を合わせたもので、保険料の改定により前年度より118万2千円の増となっております。

3款諸支出金は昨年度と同額の55万円、また4款予備費も昨年度と同額の5万円としております。以上、歳出合計額は前年度比113万1千円増の2億8,143万円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第31、議案第40号平成28年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

**○高齢者福祉課長（堀内宏美君）** 議案第40号平成28年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の15ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億220万2千円と定めようとするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による規定でございます。

第2条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

それでは、予算内容につきましては予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の224ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。1款保険料は第1号被保険者に係る保険料です。平成27年度以降の保険料の月額基準額は4,800円、保険料の設定は9段階の設定としております。これに基づき算出しました保険料収入は3億3,465万9千円となっております。

2款使用料及び手数料は、納付証明等手数料、督促手数料として、前年度と同額の4万1千円を計上しております。

3款国庫支出金は、保険給付費に対する負担金、調整交付金、地域支援事業交付金を計上しております。坂手の小規模多機能施設がオープンするなど、保険給付費が増加すると見込まれることから、国庫支出金は前年度から1,512万3千円増の4億7,876万3千円を見込んでおります。

4款支払基金交付金、5款県支出金も同様に交付額は増加し、支払基金交付金については5億1,473万3千円を、県支出金については2億7,846万1千円を見込んでおります。

次のページ、226ページをお願いいたします。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子として10万3千円を計上しております。

7款繰入金でございます。1項一般会計繰入金2億7,092万1千円は、介護給付費地域支援事業に対する町の負担金と事務費等繰入金のほか、4目低所得者保険料軽減繰入金は、一般会計で国と県の負担金を受け、町の負担と合わせて繰り入れを行うものでございます。

また、2項基金繰入金1,841万4千円は、保険料の不足分を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

8款繰越金は、前年度繰越金を名目計上しております。

9款諸収入につきましては、次のページ、228ページになりますが、2項3目の雑入に配食サービス、介護保険外のデイサービスやホームヘルプサービスの利用料など、610万

1千円を計上しております。以上、歳入合計は対前年度6,783万8千円増の19億220万2千円としております。

次に、歳出でございます。

230ページをお願いいたします。

1款総務費は3,466万3千円を見込んでおり、前年度に対し78万9千円の減となっております。これは、27年度は、2項1目賦課徴収費において制度改正に対応するための電算システム改修を行ったことによるものでございます。

次ページ、232ページをお願いいたします。

2款保険給付費は17億9,030万円を見込んでおり、前年度に比べ6,500万円の増となっております。これは、坂手に整備しています小規模多機能施設の運営を見込んだことによるものでございます。

次のページ、お願いします。

5項特定入所者介護サービス等費は、食費、居住費に対する補足給付費でございます。多床室の自己負担の見直しによりまして1,361万円の増加を見込んでおります。

3款地域支援事業費は、介護予防、健康づくりのための事業費やホームヘルプなど、日常生活支援のための事業費と地域包括支援センターの運営に係るものでございます。7,658万8千円を見込んでおり、前年度に比べ362万7千円の増となっております。

次のページ、236ページをお願いいたします。

1目要支援者向けサービス事業費では、13節委託料において、介護保険外サービスであります運動機能向上教室、軽度家事支援サービスの利用の増加を見込んでおります。

3目1次予防事業費におきましては、27年度はオリーブヘルスケアシステムの拡充を図るため機器の整備を行いました。28年度は予定していないことなどから375万4千円の減となっております。

次のページ、238ページをお願いいたします。

2項1目包括的支援事業費は、地域包括センターの運営費で、人事異動により411万2千円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

4款諸支出金は、保険料の過誤納還付金など前年度と同額の15万1千円を計上しております。

5款予備費も前年度と同様に50万円を計上しております。以上、歳出合計は対前年度6,783万8千円増の19億220万2千円としております。以上で説明を終わります。ご審議の

ほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第32、議案第41号平成28年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護サービス課長。

○介護サービス課長（川崎智文君） 議案第41号平成28年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の18ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ7,181万7千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書によりご説明させていただきたいと思っております。

248ページをお開きいただきたいと思います。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援、訪問介護の2つの事業を実施しております。

歳入をご説明させていただきます。

第1款サービス収入、第1項介護給付費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成、訪問介護のサービス収入です。実績から事業予測をいたしまして算定いたしました。対前年度比216万1千円減の5,753万円を見込んでおります。

第2項予防給付費収入は、要支援認定者への訪問介護サービス収入で、対前年度比56万8千円増の549万9千円を見込んでおります。

第3項自己負担金収入は、サービス利用者の負担分で285万5千円を計上いたしております。

第2款使用料及び手数料は、介護認定に係る訪問調査手数料で、名目予算の千円を計上させていただいております。

第3款財産収入は、財政調整基金の利子でございます。

第4款寄付金につきましては、3つの事業それぞれに各名目千円を計上いたしております。

第5款繰入金、1枚めくっていただきまして、第1項他会計繰入金は、特別地域加算算定に伴う利用者負担軽減制度実績に係る介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。8万4千円を計上させていただきました。

第2項基金繰入金につきましては、名目千円を計上させていただいております。

第6款繰越金も名目千円を計上いたしております。

第7款諸収入、第1項収益事業収入は、障害者居宅介護事業に係る収入で、対前年度比

16万5千円減の583万1千円を計上させていただいております。

第2項雑入につきましては、3つの事業それぞれに名目の千円を計上させていただきました。

次に、歳出をご説明させていただきます。

252ページをお願いいたします。

第1款サービス事業費、第1項居宅介護支援事業費は、人件費は増加しましたが、軽自動車等の購入延期によりまして備品購入費が減になります。対前年度比71万1千円減の3,037万1千円を計上させていただきました。

第2項訪問介護サービス事業費ですが、第1目うちのみ訪問介護事業費は、嘱託ヘルパーの定期昇給によりまして、対前年度比61万円増の2,348万円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

第2目いけだ訪問介護事業費につきましては、嘱託ヘルパーの定年退職に伴いまして賃金等が減少になります。対前年度比178万7千円減の1,791万8千円を計上させていただきました。

最下段から次の256ページをお願いいたします。

基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てる金額でございます。以上、歳出合計は前年度と比較しまして188万7千円、2.56%減の7,181万7千円となっております。以上で予算説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第33、議案第42号平成28年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

**○高齢者福祉課長（堀内宏美君）** 議案第42号平成28年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の21ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ810万円と定めようとするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による規定でございます。

それでは、予算内容につきましては予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の264ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款サービス収入は要支援者に対する介護予防サービス計画作成に対する介護報酬で、752万2千円を見込んでおり、前年度と比較して13万7千円の減となっております。これは、介護保険外サービスの利用者増を見込んだことによるものでございます。

2 款寄付金、3 款繰入金は名目計上でございます。

4 款繰越金は、財源不足を補うものでございます。

5 款諸収入につきましても、名目計上でございます。

次に、歳出でございます。

次のページ、266ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費は、人件費と事業の運営に係る経費でございます。2 節給料から4 節共済費までと19 節負担金補助及び交付金は、介護予防サービス計画の作成に係る職員の人件費でございます。9 節旅費から14 節使用料及び賃借料は、事務費と電算システム、公用車の維持管理に要する経費でございます。職員の異動により人件費は増となっておりますが、27 年度は老朽化した公用車の更新や制度改正に対応するため電算システムを改修しており、その費用が減となっております。以上、歳入歳出合計は、それぞれ対前年度90 万円減の810 万円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第34、議案第43号平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

**○水道課長（唐橋幹隆君）** 議案第43号平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の24ページをお開きください。

簡易水道事業につきましては、中山、岩谷、当浜、福田、吉田の簡易水道5地区に施設がありますが、これらの施設を管理運営するための予算でございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を定めておりますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,942万2千円としております。前年度予算に比べまして7,400万9千円の増となっております。主に、これは岩谷簡易水道を上水道に統合するための工事を施工することによるものでございます。

内容につきましては、25ページ、26ページの歳入歳出予算でご説明をいたします。

歳入では、1 款の使用料及び手数料としまして2,588万円を予定しておりますが、町内の簡易水道需要家約1,324軒の水道使用料と開始、検査、修繕等の手数料でございます。

2 款の分担金及び負担金では、1 軒分の加入分担金として1万6千円を計上しております。



す。

3 款の国庫支出金4,811万3千円は、岩谷簡易水道統合事業費の国庫補助金でございます。

4 款の県支出金1,443万4千円は、同じく岩谷簡易水道統合事業費の県費補助金でございます。

5 款財産収入2万2千円は、簡易水道事業財政調整基金の利子でございます。

6 款の繰入金1,481万8千円は、簡易水道事業財政調整基金からの繰り入れで、福田浜、尾崎地区における施設更新に係る費用でございます。

7 款の繰越金は873万8千円を、8 款諸収入は雑入として1千円を計上しております。

9 款町債は、岩谷簡易水道統合事業に充当するため5,740万円を計上しております。

歳出につきましては、26ページに記載をしておりますが、1 款の総務費では施設管理職員の時間外手当、委託検針員の賃金、消費税及び地方消費税などに充当するため、371万3千円を予定しております。

2 款の業務費としましては1億6,233万9千円を予定しております。これは、浄水施設、配水管等の修繕料、水質検査業務の委託料、岩谷簡易水道統合事業に要する費用などでございます。

3 款の公債費327万円につきましては、当浜、岩谷地区の簡易水道施設改修に伴う起債の元利償還金でございます。

4 款の予備費としては10万円を計上しております。

これらの歳出合計は、歳入合計と同額の1億6,942万2千円としております。以上、簡単ですが、議案第43号平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第35、議案第44号平成28年度小豆島町水道事業会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

**○水道課長（唐橋幹隆君）** 続きまして、議案第44号平成28年度小豆島町水道事業会計予算につきましては、別冊予算書の1ページから2ページでご説明をいたします。

第2条では、業務の予定量を定めておりますが、給水戸数は6,600戸、年間の総給水量は242万8,629立方メートルの予定としており、1日平均では6,653立方メートルとなります。

また、(4)の主要な建設改良事業としましては、(イ)の原水設備工事費で2,680万円を予定しております。これは、吉田川からの導水管更新工事でございます。

(ロ) の浄水設備工事で3億4,990万円を予定しておりますが、これは、内海浄水場及び中山浄水場の施設更新事業でございます。

(ハ) の配水設備工事での1億400万円につきましては、町内8カ所の老朽設備と老朽管更新工事及び送水管布設工事に9,900万円を、特設配水管などに500万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出ですが、第1款の水道事業収益として5億5,191万7千円を予定しております。主な収益としましては、第1項の営業収益でございますが、町内での上水道の水道使用料、小豆広域からの繰入金などで4億9,765万2千円を計上しております。

第2項の営業外収益につきましては、小豆広域施設の修繕工事受託費、預金利息、公営企業会計制度の改正により新しく創設された非現金収入科目の長期前受け金戻入で5,426万3千円を予定しております。

一方、支出では、第1款の水道事業費用として5億5,188万1千円を計上しております。

主な費用としましては、第1項の営業費用として、担当職員の給与、小豆広域からの受水費、修繕費、有形無形固定資産の減価償却費などで5億56万円を予定しております。

第2項の営業外費用としましては、小豆広域行政事務組合の運営負担金、消費税及び地方消費税などで5,002万1千円を予定しております。

また、第3項では、特別損失としまして、過年度損益修正損を100万円、第4項では予備費30万円を計上しております。

次に、1ページから2ページになりますが、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入では、第1款の資本的収入として1億5,258万4千円を計上しております。内訳としましては、第1項の企業債は、内海浄水場排水処理施設設置工事費の50%の1億5千万円を計上しております。

第2項の負担金は、名目予算の1千円を計上しております。

第3項の水道分担金は、給水加入分担金で108万円でございます。

第4項では、長期貸付金返還金として、簡易水道借りかえ貸付金からの返還分として150万2千円を計上しております。

第5項では、固定資産売却代金として1千円の名目予算を計上しております。

一方、支出では、第1款の資本的支出として5億3,419万4千円を予定しております。

主な内容としましては、第1項の建設改良費に4億8,709万1千円を計上しておりますが、内訳につきましては第2条でご説明をいたしましたので省略させていただきます。

第2項の企業債償還金につきましては、これまでに借り入れした企業債の元金分4,610万2千円でございます。

また、第3項では返還金として名目予算の1千円、第4項では予備費として100万円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条の企業債は、内海浄水場排水処理施設設置工事の財源の一部として、起債の限度額、方法、利率、償還の方法を定めたもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を1千万円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合として、営業費用、営業外費用、特別損失を定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費と交際費を計上しております。

最後に、第9条では、たな卸資産の購入限度額を800万円と定めております。以上で議案第44号平成28年度小豆島町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第36、議案第45号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

**○介護老人保健施設事務長（川崎智文君）** 平成28年度介護老人保健施設事業会計について説明させていただきます。

議案第45号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊の平成28年度介護老人保健施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条では、業務の予定量を定めております。

利用定員は入所が70人、通所が25人でございます。年間の利用者数は、入所2万3,725人、通所5,589人を予定しております。1日平均利用者数につきましては、入所

65人、通所23人を予定しております。4の主要な建設改良費は、設備整備費4,864万8千円を計上いたしております。その内容は、特別養護老人ホームの円滑な開所や小規模老健への転換の際に必要な備品の購入費でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、1款施設事業収益は3億3,202万1千円で、前年度に比べまして3万3千円減のほぼ同額を計上させていただいております。内訳は、第1項施設運営事業収益は3億2,172万6千円、第2項施設運営事業外収益は1,029万4千円を予定しております。第3項特別利益は名目の1千円を計上いたしております。

次に、支出の部でございますが、第1款施設事業費用は4億5,971万3千円で、前年度に比べまして大幅な増で9,830万4千円の増を予定しております。この部分につきましては、給食部門の病院から老健への内包化及び各事業におきまして円滑な移動をするため、各項目に予備的な経費を計上させていただいた部分もございまして大幅な増となっております。

まず、内訳につきましては、第1項施設運営事業費用につきましては4億4,989万6千円、第2項施設運営事業外費用につきましては781万7千円、特別損失は100万円、第4項の予備費につきましては前年と同額の100万円を計上いたしております。

第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額でございます。

2ページをお願いいたします。

収入の部、第1款資本的収入4,864万8千円を予定しております。内訳は、第1項補助金4,860万8千円を計上いたしております。

支出の部、第1款資本的支出7,533万3千円で、前年度に比べまして4,866万6千円の増を予定しております。内訳は第1項建設改良費で4,864万8千円、第2項企業債償還金2,668万5千円を計上いたしております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,668万5千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費3億2,019万5千円と交際費の30万円を定めるものでございます。

第6条は、たな卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。以上で議案第45号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森口久士君） 以上で議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついでから議案第45号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までの提案理由の説明が終わりました。これらに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は明日2月26日に行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第37 発議第1号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 日程第37、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。平成28年2月25日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議会議員谷康男。賛成者、小豆島町議会議員秋長正幸、同安井信之。

提案理由としましては、公立病院の再編等に伴い、内海病院が小豆島中央病院へ統合され企業団となることから、教育民生常任委員会の所管から内海病院を除くこと、機構改革による課の名称を変更しようとするものであります。

9ページの新旧対照表の右側の改正前にありますように、第2条第1項第2号の住民福祉課、保険事業課、介護事業課を左側の改正後の住民課、健康づくり福祉課、高齢者福祉課、介護サービス課に改め、内海病院を削除するものでございます。

附則として、平成28年4月1日から施行するものです。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第38 発議第2号 「ヘイトスピーチ対策に関する意見書の提出について」

○議長（森口久士君） 次、日程第38、発議第2号「ヘイトスピーチ対策に関する意見書の提出について」提案理由の説明を求めます。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 発議第2号「ヘイトスピーチ対策に関する意見書の提出について」。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成28年2月25日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議会議員安井信之。賛成者、同秋長正幸、賛成者、同谷康男。

ヘイトスピーチ対策に関する意見書。

近年、国内では、特定の国籍や外国人や人種、民族を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが横行しており、大きな社会問題となっている。

2013年10月から2014年にかけて、特定の国籍・民族の外国人に対する発言に関係する裁判が京都地方裁判所及び大阪高等裁判所にて行われていたが、最高裁判所は2014年12月9日付でその違法性を認める決定を行った。

また、2014年7月24日、国際連合自由権規約人権委員会は、日本政府に対してヘイトスピーチの禁止などの措置を取るべきと勧告を行い、さらに同年8月29日には、国際連合人種差別撤廃委員会が日本政府に対し、法による規制を含めたヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行った。

本町では、小豆島町人権を擁護する条例の制定や人権尊重の町宣言をするなど、あらゆる人権問題を解決し、誰もが住みやすいまちを目指している。

また、2013年には、小豆島町人権教育・啓発に関する基本計画を策定し、外国人差別に対する取り組みとして、言語、文化、習慣の違いによる偏見や差別を解消する啓発活動や外国人の持つ文化、習慣等を尊重し、国際時代にふさわしい人権意識を育てる教育の推進を掲げている。

今後、あらゆる偏見や差別をなくし、人権を擁護する人権尊重の町づくりを推進していくためにも、ヘイトスピーチは決して許されるものではないと認識している。

さらには、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失いかねないものと危惧して

いる。

よって、国においては、表現の自由に配慮しながらもヘイトスピーチに関して早急な対策を講ずるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣。以上。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第39 発議第3号 議会活性化特別委員会の設置について

○議長（森口久士君） 次、日程第39、発議第3号議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 発議第3号議会活性化特別委員会の設置について。

会議規則第13条第2項の規定により提出します。平成28年2月25日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議会議員谷康男。賛成者、同秋長正幸、同安井信之。

提案理由としましては、地方分権の確立が求められる中、住民の代表機関として、政策形成過程に参画するとともに、執行機関の行財政運営や事務処理などを注視することなど、議会の果たす役割がますます重要なものとなってきています。

このため、本町議会においては、みずからこれまで以上の議会の活性化に取り組み、住民に開かれた議員活動の方策を調査検討するため、議会活性化特別委員会を設置しようとするものであります。

14ページにありますように、1、委員会の名称、議会活性化特別委員会、2、委員の定数、8人、3、付託事件、議会活性化に関する事項、4、委員会の権限、本委員会は、地

方自治法第110条第3項ただし書きの規定により、閉会中も審査を行うことができるものとする。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

ただいま議会活性化特別委員会の設置が決まりました。委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思えます。委員の選任につきましては、総務建設常任委員会から4人、教育民生常任委員会から4人をお願いいたします。

ただいまから暫時休憩します。

常任委員会の開催場所は、総務建設常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室でお願いしたいと思います。

なお、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたら、お手数ですが事務局長までご報告願います。

それでは、それぞれ委員会に分かれて選任していただきたいと思えます。

暫時休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時30分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、議会活性化特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長（谷部達海君） それでは、ご報告をいたします。

まず、総務建設常任委員会から谷康男議員、松下智議員、浜口勇議員、森崇議員、教育民生常任委員会から中松和彦議員、鍋谷真由美議員、柴田初子議員、坂口直人議員。以上



でございます。

○議長（森口久士君） お諮りします。

議会活性化特別委員会委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあった8人を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議会活性化特別委員会委員は、ただいま事務局長から報告のあった8人を選任することに決定されました。

次に、議会活性化特別委員会の委員長、副委員長の選任であります。

特別委員会の委員長、副委員長は、小豆島町議会委員会条例第8条の規定により、委員会において互選することになっておりますので、たびたびで申しわけありませんが、休憩中に議会活性化特別委員会を開催していただき、互選をお願いいたします。

開催場所は委員会室をお願いいたします。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、事務局長までご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時34分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会活性化特別委員会を開催し、正副委員長が互選されました。

事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長（谷部達海君） それでは、ご報告いたします。

議会活性化特別委員会の委員長に谷康男議員、副委員長に松下智議員が互選されましたのでご報告いたします。以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第40 請願第1号 森林・林業政策の推進に関する意見書の提出を求める請願書

○議長（森口久士君） 次、日程第40、請願第1号森林・林業政策の推進に関する意見書の提出を求める請願書については、小豆島町議会会議規則第91条第1項の規定に基づき、所管する常任委員会に付託することになっておりますので、お手元に配付しております請願文書表のとおり総務建設常任委員会に付託いたします。

なお、請願第1号の審査報告は3月16日の本会議をお願いをいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回はあすの9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

散会 午後2時35分